

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事 年	業 度	平成	年	月	日から
		平成	年	月	日まで

法人名

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3②又は③若しくは⑤	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業者数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬	%
差引	⑤-⑥	⑦					非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑭)/同表⑤ 又は(⑦×別表5の2の2⑮)/同表⑥	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従 業者数	⑭	人
再差引	⑦-⑧	⑨					国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						(この欄は斜線を入れる)		
課税標準の特例に係る控除額 ⑳	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3②	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1②	⑲	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係						
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑰又は(⑯-⑱)	㉑	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1②	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉒					
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉓				円	
仮計 ⑰+⑱	⑲						総資産価額	㉔					
⑰と⑲のいずれか大きい額	㉑						平成28年改正法附則第5条第11項に係る額	㉕	兆	十億	百万	千	円
							課税標準の特例に係る控除額 (㉕×㉖)、(㉕×㉗/㉘)又は㉙	㉖					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑰	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉒						期末の総従業者数	㉓	
差引	㉑-㉒	㉔					非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉕/㉖	㉕						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業者数	㉖	人
控除額計 ㉒+㉕	㉗						国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数	㉘	